

別表第八 海域への排出ができる液状廃棄物の基準（第二十六条関係）

| 項目 | 基準値 |
|---|------------|
| 水素イオン濃度 (水素指数) | 五・〇以上九・〇以下 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） (単位 一リットルにつきミリグラム) | 五以下 |
| フェノール類含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) | 五以下 |
| 銅含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) | 三以下 |
| 亜鉛含有量（ 単位 一リットルにつきミリグラム） | 二以下 |
| 溶解性鉄含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) | 一〇以下 |
| 溶解性マンガン含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) | 一〇以下 |
| クロム含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) | 二以下 |
| 弗素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム) | 一五以下 |